

【特別避難階段について】

※ (検討事項) 特別避難階段の義務付けは必要か？

特別避難階段については、第一回検討委員会・参考資料7及び第二回検討委員会・資料9参照

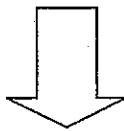
● 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第46号)
(設備の基準)

第十一条 (略)

- 5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室(以下「居室、静養室等」という。)は、三階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。
- 一 居室等のある三階以上の各階に通ずる特別避難階段を二以上(防災上有効な傾斜路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、一以上)有すること。
- 二 三階以上の階にある居室等及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
- 三 居室等のある三階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備(以下「特定防火設備」という。)により防災上有効に区画されていること。

現行基準に対する委員意見:

- ① 一般的な建物において、建築基準法上は15階以上の建物のみ設置義務がある。また、老健や病院においても特別避難階段設置の義務付けはない。
- ② 災害発生時でも、入居者が特別避難階段を用いて避難することは難しい。かつ、特養においてはスプリンクラーの設置が義務付けられており、特別避難階段がなくとも災害発生時の安全確保は可能。
- ③ 災害発生時のみ火災報知機と連動して閉鎖する防火戸で居住区域を分けるようにすれば、日常的な使用と避難時の両方に対応できるため、2つの扉で常時閉鎖されている附室を設ける場合に比べ実用的である。



● 事務局・改正案(規則で規定)

- 一 居室が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。ただし、直通階段は防火上有効に区画されていること。
- 二 居室が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように屋内及び屋外避難階段を設けること。ただし、直通階段を避難階段とする場合は、その直通階段の数を避難階段の数に算入することができる。
- 三 車いす若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニーを有すること。